

原産品判定における資料の提出について
(浜松事務所からのご案内)

2019年3月1日
日本商工会議所 浜松事務所

浜松事務所での原産品判定における資料提出の流れについてご連絡いたします。
資料提出の際には、必ず提出書類に判定受付番号を明記のうえ、提出ください。

<提出方法>

提出はメールのみで受付けています。

boeki@hamamatsu-cci.or.jp

※第一種特定原産地証明書(EPA)以外のご連絡には使用しないでください。

<提出時の留意事項>

資料を提出いただく際には、以下の情報をメールに記載してください。

1. 件名に「判定受付番号」
2. 本文に「協定名」「判定受付番号」
3. 資料に関する問い合わせ先「氏名」「メールアドレス」「電話番号」

※上記3点が漏れている場合には確認に時間を要する場合がございます。

<提出期限>

発給システムにて原産品判定依頼されましたら、直ちに資料をご提出ください。
資料をご提出いただいてからの審査となります。申請日を含めて3営業日以内に
資料を提出いただけない場合には、該当の判定依頼は「保留」状態とさせていただきます。

<特定原産品であることを明らかにする資料のひな形>

浜松商工会議所ホームページに[関税番号変更基準\(CTC\)と付加価値基準\(VA\)のひな形](#)を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

その他の資料のひな形は、以下のリンク先からダウンロードしてください。

- [繊維及び同製品に係る生産内容証明書](#)
- [農林産品に係る生産証明書](#)
- [農林産加工品に係る製造証明書](#)
- [漁獲・養殖証明書](#)
- [加工証明書](#)

<浜松事務所からのお願い>

- ①材料を原産材料とした場合には、それらの根拠も提出ください。
- ②原産品判定依頼に関する相談対応を実施しておりますが、事前予約制となっております。必ず事前にご連絡ください。事前にご予約が無い場合には、状況等によってお断りさせて頂く場合がございます。

以上

【お問い合わせ先】日本商工会議所 浜松事務所

電話：053-452-1112

※12:00～13:00は留守番電話となります。